

平成27年塩尻市議会12月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 平成27年12月14日（月） 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第10号 塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する等の条例

議案第11号 塩尻勤労者体育センター条例を廃止する条例

議案第12号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻今泉テクノフロンティアセンター条例を廃止する条例

議案第14号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市檜川農畜産物直売所の指定管理者の指定について

議案第19号 市道路線の認定について

議案第20号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第22号 平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第23号 平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第24号 平成27年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

陳情12月第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	村田 茂之 君
委員	中野 重則 君	委員	牧野 直樹 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	中村 努 君
議長	金田 興一 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

○**委員長** おはようございます。少々定刻より早いですが、全員出席のようでございますので、ただいまから12月定例会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。この際申し上げます。審査に関する発言については、委員、職員とも全てマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。大変お忙しいところ委員会を開催いただきましてありがとうございます。よろしく御審査をお願いをいたしまして御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙の付託案件表のとおりであります。また、議案及び陳情の審査をいただいた後の、本日は視察の予定はありません。なお、午後5時45分からピースにおいて懇親会を開催いたしますので、5時40分までには会場にお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。場所がわからない方は、大丈夫ですかね。

それでは、審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみ発言とします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係ない職員の退席を認めます。

○**財政課長** それでは、今回の議案につきまして一言おわびを申し上げます。先ほど正誤表をお配りさせていただきました。この正誤表、議案第20号、一般会計補正予算の誤りでございます。地方債補正の中で補正額の補正後の額を記載すべきところを補正する額を記載してしまうという原稿誤り、印刷の誤りがございました。正誤表を提出させていただいたところでございます。予算の金額でありまして、訂正があつてはならないところでございます。大変御迷惑をおかけしました。おわびを申し上げます。今後、気をつけてまいりますので、訂正後の予算案について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○**委員長** 以上、そういうことですので、御了解をお願いをいたします。委員のほう、よろしいでしょうか。

議案第10号 塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する等の条例

○**委員長** それでは、審査に入ります。議案第10号、塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**産業政策課長** 議案関係資料の52、53ページをお開きください。議案第10号、塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する等の条例でございます。

まず初めに、1番の提案理由でございますが、今回2つの提案がございます。まず1つ目でありまして、勤労青少年福祉法の一部が改正されたこと、それからもう1点でありまして、塩尻市勤労青少年ホームを廃止することに伴いまして必要な改正をするものでございます。

2番目の概要でございます。(1)番といたしまして、引用しております勤労青少年福祉法の規定を削るもの。もう1点が、塩尻市勤労青少年ホーム条例を廃止するものでございます。

3番目の新旧対照表につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

4番の条例の施行等でございますが、公布の日から施行するものでございます。ただし、塩尻市勤労青少年ホーム条例廃止の規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

それでは、53ページの新旧対照表のほうをごらんください。右側の現行のほうで御説明を申し上げます。まず第1条の目的でございますが、勤労青少年福祉法の第15条を削除でございますが、これにつきましては、これまで地方公共団体は必要に応じて勤労青少年ホームを設置するよう努めなければならないという努力義務でございましたが、この法が外れたということでございます。外れましてですね、今後若者が働きやすい環境を整えるといいますか、そういった方向で、青少年の雇用の推進等に関する法律に変更しているというところでございます。

続きまして、54ページでございますが、ここからは関連条項の整理でございます。右側の現行でございますが、別表第2でございます。勤労青少年ホーム運営委員会の委員の報酬を削除ということと、もう1点、55ページでございますが、塩尻市カーホテル建築の規制に関する条例の新旧対照表でございますが、第5条の中でですね、現状の中で禁止区域というものがございます。この中の(2)の(ウ)でございますが、勤労青少年ホームがございます。これが削除されるということでございます。

今回の2点の条例改正でございますが、これまで少子化によりまして青少年の減少がございます。そしてまた社会や家庭環境の変化に伴いまして、40年前のですね、勤労青少年ホームの存在意義、また価値観が大きく変化しているということございまして、会員数も大幅な減少となっております。ちなみに会員数でございますが、平成19年には250名おりましたが、現在では39名というような状況でございますし、維持管理費もですね、年間で1,100万円余の維持管理費というようなことでございます。

昭和50年3月、40年経過をいたしまして、昨年の5月からですね、利用者の会の役員の皆様方とこのあり方につきまして検討をしましてまいりました。それで、ことしの7月からは、改めまして今後のあり方について御説明会をさせていただいたという経過でございます。

現在、クラブの状況でございますが、一般のクラブ団体が9団体43名、およそ35歳未満の方でございますけれども、9団体43名でございます。また、一般のですね、利用者の団体が18団体207名ということでございます。ただ、このうちですね、3分の2につきましては体育センターを利用しておりますので、体育センターのほうの利用のほうで可能ということでございまして、またこれ、また後ほど議案第11号のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

それから、今後の予定でございますけれども、図書館の広丘分館につきましては継続しまして、今後も存続をしていくということでございまして、今後勤労者体育センターの利用者の会の説明会を今月中、12月16日に行います。また、勤労青少年ホームの利用者の会の説明会につきましても今後全体の説明会をしていくということでございます。

あともう1点、若年者就業サポート事業ということで、現在ジョイフルさんのほうでですね、指定管理をお願いしております。これにつきましても、継続して今後活動いただけるように予算の要求をさせていただいているような状況でございます。

それから、今後の勤青ホームの後利用でございますけれども、基本的にはお貸しができないというような状況でございまして、公的のですね、ある程度の規模であります催し、あるいはイベント等でですね、臨時的に活用

してまいりたいと。例えば広丘公民館主催の文化祭ですとか戦没者慰霊祭などでですね、会場が手狭になった場合にですね、臨時的な使用というような形で今後は使用してまいりたいというふうに考えております。

以上、申し上げます、今回の条例廃止の条例の案件の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**中野重則委員** 9団体、18団体合わせて27団体の3分の2が体育センターの利用であるというようなことのお話であります、使えなくなるということにつきましては、今まで利用していた団体に丁寧な説明をいただくようお願いをしていきたいと思っています。以上です。

○**産業政策課長** 現状を先ほど若干申し上げましたが、現時点ではですね、2団体を残すのみで、全ての団体の皆様方にですね、説明をさせていただいてございます。今後、12月の16日の日はですね、体育センターを今後使われる団体の皆様方の説明会、また全ての団体につきまして、年内に全て説明を終わる予定でございますけれども、1月になりまして、広丘支所ですね、広丘公民館の利用につきまして、現在勤青ホームを使っている9団体の皆様方に、広丘支所での活用、あるいはまたほかのですね、塩尻市の市内の施設の活用という中で説明会をしてまいりたいということでございまして、いずれにしましても今現在使っている皆様方にですね、御理解をいただくように説明責任を果たしてまいりたいと思っています。以上でございます。

○**委員長** ほかに。

○**中村努委員** ちょっとこの議案そのものについて教えてほしいんですが、勤労青少年ホーム条例を廃止するんだけど、その前段で条例改正がされるということは、これ、下のほうを見ると、平成28年4月1日から条例が廃止になるんで、それまでの間の(1)の条例改正っていう見方をすればいいのかということが1つと、それから勤青ホームが廃止された後のこの施設は、どういう位置づけの施設というふうに考えればいいのか、その2点をお願いします。

○**産業政策課長** まず初めの御質問でございます。今、委員さんおっしゃいましたとおりですね、勤労青少年福祉法の一部改正がございます。これは3月末までは勤労青少年ホームが存続いたしますので、これにつきましては公布の日から施行すると。2番目の廃止につきましては、4月1日から施行をしていくという2段階構えとございますか、施行日が2つのパターンで分かれるということでございます。

もう1つの御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、図書館の広丘分館が存続してですね、継続して使われるということございまして、多少なりともそういった維持管理費がかかってまいります。先ほども申し上げました、これまでですね、産業振興課のほうで管理してまいりましたけれども、今後北部拠点のですね、整備にかかります広丘支所、広丘公民館の移設というようなことも想定されております。したがって、予算的にはですね、現在社会体育のほうですか、のほうで予算づけをさせていただいて、今後2年間ですか、3年間になりますか、の管理をしてまいるという形で現在考えております。

○**中村努委員** 図書館っていうのは図書館分館でいいと思うんですけど、公民館でもない、スポーツ施設でもないっていうと、今度こういった条例のものの施設になるのか教えてください。

○**産業政策課長** 今回、条例改正は特に、その部分につきましては改正の予定はございません。ただ行政財産という中で、位置づけとしましては広丘支所、広丘公民館の臨時的な使用をしていくという目的のもとに今後予算

づけをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 参考までに教えていただきたいんですが、先ほど現行、年間維持費が1,100万円ということがありました。例えば新体育館等というふうなところの関連も含めて、その内訳を、概略を教えてください。

○産業政策課長 申しわけございません。今資料を。1,100万円の関係ですが、現在指定管理を行っております関係上、勤青ホーム、それから体育センター、そこが現在分かれておりませんで、申しわけございません。電力使用料が148万円、それから上下水道が24万5,000円、営繕修繕料が30万円ですね。主なもので清掃委託料67万円、ボイラー点検委託料ですとか地下タンク検査委託料で10万円ちょっとですとか、その他いろんな清掃用品の借上料等々ございます。燃料費で40万円、消耗品ですね、そういったものを含めて1,100万円となっております。ちなみに若者就労支援のですね、事業費は約240万円という、これは別途の指定管理料の中で含まれているというような状況でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第10号、塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する等の条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 塩尻勤労者体育センター条例を廃止する条例

○委員長 議案第11号、塩尻勤労者体育センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 議案関係資料の56ページをお開きください。議案第11号、塩尻勤労者体育センター条例を廃止する条例でございます。

1番の提案理由でございますが、塩尻勤労者体育センターを廃止することに伴いまして、塩尻勤労者体育センター条例を廃止するものでございます。

2番の条例の施行等でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。先ほども申し上げました説明、お認めいただきました条例と同様でございますけれども、でございます。今回の定例会におきまして議案の提案がされてございます。塩尻市体育施設条例の一部改正をする条例でございます。これにつきましては、今後でありますけれども、塩尻市体育施設といたしまして広丘体育館ということございまして、平成28年4月から貸し館をスタートするというものでございます。勤労者体育センターにつきましては、平成25年の10月にですね、耐震補強改修工事を実施しておりまして、今後地元の皆様方の避難収容施設ということで活用していくということで、耐震補強工事をさせていただいたものでございます。

この施設でございますけれども、昭和53年3月に建設をいたしまして37年が経過をしてございまして、平

成25年4月から指定管理を現在行っているものでございます。先ほど申し上げましたように、老朽化に伴いまして耐震改修工事を平成25年の12月にさせていただいたということでございます。

重複な説明になりますけれども、今後の対応につきましては、今月の12月の16日に勤労者体育センターの利用者説明会を開始してまいりたいというふうに考えております。私のほうからは以上でございます。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**中村努委員** 今までは勤労者体育センターということで、利用者にある程度の枠がはめられていたかと思うんですが、これが一般の体育施設になると、その辺はどう変化するのでしょうか。

○**産業政策課長** これまで勤労者体育センターの利用者の会ということで優先的に利用ができたわけですが、4月からにつきましては、体育施設の一部ということで、一般の体育施設の利用の予約と全く同じになってまいります。ちなみに現行のですね、体育施設の利用につきましては、まず市の行事がまず優先されます。その中で、あいている日程につきましてインターネットでの予約、それからその次は一般的な予約ということでございまして、今までは通年です、貸し館ができるのか、そういった形ではございませんので、多少その辺のルールの変更というものが生じてまいると考えます。

○**委員長** ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第11号、塩尻勤労者体育センター条例を廃止する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第11号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第12号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第12号、塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**都市計画課長** それでは、議案関係資料の57ページをお願いいたします。提案理由でございますが、小坂田公園市民プールを廃止することに伴い、必要な改正をするものでございます。概要につきましては、小坂田公園市民プールに係る規定を削るものでございます。条例の施行等につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

ページをおめくりください。新旧対照表で説明いたします。別表第1の関係ですが、有料公園施設の名称から小坂田公園市民プールを削ります。次に、別表第2でございまして、3号、小坂田公園市民プールに係る区分、単位、使用料部分を削ります。それに伴いまして、4号、小坂田公園マレットゴルフ場から7号、塩尻北部公園多目的運動場までを1号ずつ繰り上げるものでございます。以上、よろしく御審議願います。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○中村努委員 プールの廃止ということはわかっているんですが、あれを今後どうするのかってところが非常に気になる場所なんです、あのままにするのか、壊して更地にして何か違う利用をするのか、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○都市計画課長 小坂田公園につきましては、今回プールが廃止ということになりましたが、そのほかにもレストラン棟などにつきましても老朽化が進んできております。また、監査委員さんからの指摘事項もございます。そういったものを含めまして、中長期的にしっかりと検討してまいりたいと考えております。現在のところ、プールについて即時解体というようなことは想定されておりません。よろしくお願いいたします。

○中村努委員 わかりましたが、これは将来的にどういうふうにしたら望ましいと思っているのか、ちょっと考えていることがあったら教えてください。

○都市計画課長 まず、プールの存続ということは、あの場所に屋外プールとしてあるというのは難しいでしょうというふうを考えております。あの場所で今、地下水を利用してプールを行っておりますので、使用期間が非常に短いという中で、赤字が続いていくだけだということで、プールというのは、まず屋外プールというのはいでしょうというふうを考えております。

それで、あの場所に何がいいかというふう考えた場合ですね、利用者のニーズもいろいろ変わってきているようでございます。当初からありますゴーカート、あるいはマレットゴルフ、パターゴルフ、あるいはアスレチックというのもありましたけれども、時代のニーズに伴って部分的に改良等を行ってきているという経過もございます。今この時代に、また今後を見越す中で、あの場所に何が必要かというのは、ちょっと今想定できないというのが正直なところでございます。また議員さんたちにお知恵を借りながら研究を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

○古畑秀夫委員 塩尻市にプールなくなると、例えば松本市とか岡谷とかってというようなことで、少しその辺への利用をしやすいような何らかの方策といいますか、何かお考えでしょうか。松本のラーラか何かは、何かあると思うんですが、その辺の考えはお聞きしたいと思います。

○都市計画課長 ちょっと都市計画課でお答えできる部分ではないのかもしれませんが、ラーラ松本につきましては、たしか利用者に補助券が出ていたかと思えます。そういった中で、健康あるいはスポーツの分野で今後も私たちと一緒に検討していくということで考えておりますのでお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにごございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を割愛し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第12号、塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進

みます。

議案第13号 塩尻今泉テクノフロンティアセンター条例を廃止する条例

○**委員長** 議案第13号、塩尻今泉テクノフロンティアセンター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

○**産業政策課長** 議案関係資料60ページをお開きください。議案第13号、塩尻今泉テクノフロンティアセンター条例を廃止する条例でございます。

1番の提案理由でございますが、塩尻今泉テクノフロンティアセンターを廃止することに伴いまして、塩尻今泉テクノフロンティアセンター条例を廃止するものでございます。

2番の条例の施行等でございますが、平成28年1月1日から施行するものでございます。

これまでの経過でございますが、平成14年の1月に建設をさせていただいております。13年を経過しております。当時でございますが、光ファイバーのですね、ルーターを設置する必要があったことからセンターを設置してまいりましたが、現在では電線等を活用しているような状況でございます。

これらの利用状況でございますが、大変少ない状況でございますが、建設当初、平成14年から平成20年まで12件の利用状況でございます。平成21年からはゼロ件というふうなことでございまして、平成24年からですね、今後の利活用につきまして地元の団地の企業さんを中心にしてですね、検討をさせていただいた状況でございます。

その今泉の団地のですね、企業さんのほうから、駐車場8台分を確保できるんですが、そこをですね、貸してほしいというような要望がございまして、現在そちらのほうを駐車場としてお貸しをしております。ただ、来年の1月からですね、土地、建物ですね、両方を貸していただけないかということでございまして、申し出がございました。今回1月1日からの施行というような形で御提案をさせていただいているところでございます。

本来ですと一般にですね、公募をしてっていうようなことになるとは思いますが、地元の今泉工業団地さんからの企業さんからのですね、申し出でもございますし、平成21年から利用者がいないというような状況がございまして、市といたしましても有効なですね、活用というような形で検討した結果でございます。今回の廃止条例ということで御提案をさせていただきたいと思っておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○**中村努委員** 今、課長のほうから設置した理由等あったんですが、たしかその時もですね、今泉のあの団地自体の何ていうんですか、自治組織の集まれるような場所が必要というようなこともあって、そういう理由もあったかと思うんですけれども、例えばあの区域全体の共有の何か課題があったときに、どこかに集まって市に要望を上げるなり、自分たちで何か工夫するなりっていうことが想定されていたんですけど、現実はそのようなことはなくて、今後も必要ないっていうことでいいわけですかね。

○**産業政策課長** 今、委員さんおっしゃいましたようにですね、光ファイバーのルーターのこともあったんですが、当然その工業団地内ですね、異業種間連携ですとか、そういった意味での、研究室ではないんですが、そういう会議室的なですね、用途を目的として建設をさせていただきました。それからですね、現在も塩尻イン

キューベーションプラザが立ち上がりましてですね、そちらのほうでも既に今活動をしておりまして、そちらのほうでの活動が現在、主になっているものですから、こちらのほうの施設につきましては現時点では必要ないというふうに判断をさせていただきました。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を割愛し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第13号、塩尻今泉テクノフロンティアセンター条例を廃止する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第14号、塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 それでは、議案関係資料の61ページをお願いいたします。議案第14号、塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

1の提案理由でございますが、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございます。引用している下水道法施行令の条項を改めるものでございます。3の条例の新旧対照表でございますが、1枚おめくりをいただきまして、62ページをお願いいたします。新旧対照表になります。左側の改正案、右側が現行でございます。現行の暗渠の使用に係る調査第42条の下線の部分、第17条の3を下水道法施行令改正により条項ずれが生じたことによりまして、改正案の下線部、第17条の2第2号に改めるものでございます。

申しわけございませんが、61ページへお戻りください。4の条例の施行等でございます。公布の日から施行するものでございます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を割愛し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第14号、塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進

みます。

議案第17号 塩尻市榑川農畜産物直売所の指定管理者の指定について

○**委員長** 議案第17号、塩尻市榑川農畜産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**農林業再生担当部長** それでは、議案第17号、塩尻市榑川農畜産物直売所の指定管理者の指定についてをお願いをしたいと思います。

提案理由でございますけれども、木曾平沢の道の駅にございまして、くらしの工芸館の横になりますが、ならかわ市場でございます。この市場につきまして、本年度末で5年間の指定管理が期間満了ということになりまして、また28年4月1日から5年間の継続をして指定管理をお願いをしたいというものでございます。

相手先でございますけれども、塩尻市木曾平沢2272番地7の一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターでございます。なお、この指定管理につきましては、11月の12日に公の施設指定管理者選定委員会にあらかじめ御審議いただきまして、了承をいただいておりますので申し上げます。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○**中村努委員** 今までの指定管理されていた中でのならかわ市場の経営状況はどんな状況であったか、教えてください。

○**農林業再生担当部長** 担当の係長から御説明申し上げます。

○**農業振興係長** ならかわ市場の昨年度の事業実績につきましては、まず収入につきましては、5,477万7,520円。経常経費につきましては4,919万6,038円。差し引きで558万1,482円の黒字化がありました。例年ですと5,500万円から6,000万円の範囲で収益が上がっている状況でございますので御報告いたします。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。

○**副委員長** 市民目線です。国道を走りますと、どちらかという、あのかいわいといいますが、岐阜県境まで含めて、道の駅の乱発地域なんですね。季節ごと、それぞれの農産物とかあるんですが、どうやってその店自身のサービスを差別化していくかという、そういうプランというのは、指定管理者側のほうでプランされるということでしょうか。もしくは、その辺の流れがどうなってきたかということをお聞かせいただければと思います。

○**農林業再生担当部長** ならかわ市場でございますけれども、今まで冬期間閉鎖をしておりました。12月から3月までは農産物がないということで閉鎖をしておりましたが、26年度からは加工品等も導入するようにいたしまして、冬期間もあけるようにさせていただいて、改善をしております。また、テラスにテント等を設置いたしまして、そして売り場面積を広げながら営業努力をしているというようなこともございますし、一番はやっぱり農産物の直売所でございますので、地域のものをなるべく集めていきたいということでございまして、JA塩尻市の直売所からも農産物を持って行ってですね、販売できるような仕組みをつくってございまして、また何といたしても、地元の榑川地域おこし組合の皆さんから御協力をいただきながら、羽淵キウリ等の販売をしながら、差別化につながるかどうかわかりませんが、そんな努力をさせていただいているという

状況でございます。

○副委員長 いずれにしても、道の駅の存在とか、こういった畜産物の直売所というのは全国あちこちにあるわけですし、設立までは大変だと思うんですが、実は経営し切るっていいですか、継続して仕切るっていうことも非常にやっぱり重要な問題です。この辺のプランニングをぜひ今後とも強化しながら継続していただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を割愛し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第17号、塩尻市檜川農畜産物直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 市道路線の認定について

○委員長 議案第19号、市道路線の認定についてを議題といたします。

○建設課長 それでは、議案関係資料の69ページをお開きください。議案第19号、市道路線の認定について。

提案理由、市道路線の認定でございます。塩尻市道路線認定基準に該当するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、新たに都市計画法の開発行為でございます3路線を認定するものでございます。まず一番上の路線番号4239、路線名、九里巾27号線。行政区域は広丘野村になります。延長29メートル、幅員6メートルでございます。1ページお開きください。場所につきましては、国道19号のヤマダ電機の東側の住宅地となっております。現在6区画の宅地造成が済みまして、現在5戸住宅が建設中でございます。両側側溝で、排水につきましては浸透ます処理となっております。

また、お戻りください。69ページ。次、4240番、市営野球場北線、高出二区になります。延長64メートル、幅員6メートルでございます。71ページをお開きください。場所につきましては、高出保育園の東側、市営野球場の北側になります。8区画の宅地造成を行いまして、現在5戸建築中でございます。両側側溝で、浸透ますによる排水処理、消火栓が1基ついております。

また69ページ、お戻りください。7337、平出6号線です。行政区域は大門二番町になります。延長192メートル、幅員6メートルでございます。72ページをお開きください。旧昭和電工のグラウンドの西側になります。26区画の宅地造成でございます。現在8区画、住宅の建設中でございます。両側側溝でありまして、浸透ますも、ここにつきましては4カ所設置しております。また、消火栓も1基設置しております。

69ページにお戻りください。今回3路線を認定することに伴いまして、路線数2、473路線、総延長89万577メートルとなります。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**中村努委員** 3路線とも浸透ますということですが、これはもう物理的に浸透ますにせざるを得ないのか、もし事前に造成の計画があれば浸透ますにしないようなアドバイスができたのか、その辺いかがでしょうか。

○**建設課長** 今回開発する場所につきましては、基本的には雨水幹線が入っていないため、つなぎ込みができません。そのために今回浸透ますの処理をさせていただきながら、かつオーバーフロー分は現況に入っている側溝に流れ込むようにはしてございます。あと、維持管理をうまくやっていると10年くらいもつ場所もありますし、畑地帯だと1年、2年という場合で目詰まりを起こすこともございますが、その辺はまたきめ細かに、また維持管理等行っていきたいと思っております。

○**委員長** よろしいでしょうか。ほかにごありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第19号、市道路線の認定については、原案のとおり認めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第19号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第20号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○**委員長** 議案第20号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費を議題といたします。説明を求めます。

○**産業政策課長** 一般会計補正予算（第6号）の34ページ、35ページをお開きください。5款労働費1項労働諸費1目労政費の白丸、職員給与費3,120万円を減額補正させていただくものでございます。職員給与費につきましては、4月以降の組織改編及び人事異動に伴うものでございます。以下、職員給与費の説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**森林課長** 続きまして、36ページ、37ページをごらんください。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の1つ目の白丸、有害鳥獣駆除対策事業のその下、有害鳥獣駆除対策協議会負担金の45万9,000円の補正増でございます。こちらにつきましては、本年度当初より猿の目撃、農作物の被害の情報が多く寄せられる中、急遽5月に猿害対策会議を開催し、被害対策の検討を行い、6月開催の塩尻市有害鳥獣対策協議会において追い払いから駆除への変更をしてございます。本会議でもお話をさせていただいたとおりでございますが、昨年度41頭から11月末現在で128頭と、猿につきましては調整をさせていただき、農作物被害、目撃の情報が減少しているところでございます。現在、狩猟期間、11月の15日から2月の14日に入っておりますが、今後、春先の有害鳥獣に対する農作物への被害防止を図るため、今回補正をさせていた

だくものでございます。私のほうからは、以上でございます。

○農林業再生担当部長 同じ農業振興費の負担金補助及び交付金の2つ目の丸になりますけれども、中山間地域等直接支払事業でございます。これは例年行っているものでございますが、本年度、東山区が新たに再開をいたしまして、18集落から19集落になりました。面積も135.5ヘクタールから150.3ヘクタールにふえたということでございまして、それに伴う増額でございます。

次に、6目の農地費でございますが、2つ目の丸の土地改良事業、それから3つ目のため池耐震化事業でございますが、本年度農水省へ要望してございました事業が非常に厳しい査定でございまして、ほとんどが減額ということで、全国的に同じような現象なんですけれども、その関係で、土地改良事業の設計委託料につきましては、片丘地区に県営ですね、防災減災事業を予定してございましたが、これが採択にならなかったということでございまして、通常の農業農村整備事業のほうに置きかえていくというような考え方でございます。それに伴いまして、市で準備してございました設計委託料1,975万6,000円の減額をお願いするものでございます。それから、その次の農業農村基盤整備工事でございますが、この事業工事でございますが、これも当初1,800万円余の予算を準備をしておいたわけでございますけれども、国の補助金額が340万円というような状況でございましてですね、非常に厳しかったわけでありましてけれども、実際に1,460万円の減額をするところでございますけれども、Fパワー関連のおおぶさ水路を早く整備をしたいという状況がございまして、その部分、市単に置きかえて減額、894万円の減額をお願いしたものでございます。あと、多面的機能支払交付金事業補助金につきましては、市内で9カ所の土地改良区等で事業をしてございますけれども、これは事業費拡大に伴うところの544万円の減額でございます。その次の土地改良事業地元負担金等軽減補助金も事業確定に伴うところの382万円の減額でございます。

その次のため池耐震化事業の設計委託料2,650万円でございますが、これも国へ10カ所の要望をしてございましたけれども、査定でついてきましたのは1カ所だけということでございまして、それにあわせた減額予算でございますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○森林課長 続きまして、38ページ、39ページをお開きください。2項林業費1目林業総務費13節委託料、1つ目の白丸でございますが、林業被害防止対策事業諸経費400万円の増額でございます。森林づくり推進支援金事業委託料の400万円でございますが、こちらにつきましては、9月議会におきまして松くい虫の被害対策として60万円の増額を行わせていただきましたが、その後9月、10月にかけてまして多くの松枯れの情報が入りまして、その枯損木の処理の増加に対応するものでございます。私のほうからは以上でございます。よろしく願いします。

○ブランド観光商工課長 続きまして、7款商工費1項商工費2目商工振興費でございます。説明欄をごらんいただければと思います。中小企業融資あっせん事業の保証料補給金の888万6,000円を増額するものでございます。当初4,500万円の予算を見込んでおったわけでありましてけれども、9月までの実績2,641万3,000円余、それから10月以降の見込み、これは過去3年間の平均2,747万円余を合計をしまして5,388万5,000円というようなことで、888万6,000円を増額させていただくものであります。

続きまして、4目地域ブランド推進事業費でございます。説明欄2つ目の白丸、地域産品ブランド化事業、32万4,000円の増でございます。地域ブランド推進活動負担金として32万4,000円でございますが、

内訳はですね、このほど東京の国立科学博物館のほうでワイン展を行っているわけでありましてけれども、国税庁と農林水産省の連携で国内のワインの振興をしようという観点から、全国から6団体が企画展を行うものでございます。塩尻市の場合は、1月の23日の午後、農林水産省の連携のもとにワイン展を開くという内容でございます。中身的には、講師を招いて、世界に誇る桔梗ヶ原メルロという題で企画展を実施するものでございます。

続いて、5目観光費でございます。白丸、観光施設整備事業でございます。828万7,000円の減額ということでありますが、黒ポツのほうで説明をさせていただきます。これはちょっと順を追って説明しますので、一番下の黒ポツ、観光施設整備工事、減額1,050万円でございます。これは当初、ブドウのモニュメントを駅前のJR用地の取得をする場所へということで予算化をさせていただいたところでありましてけれども、制作者のほうからの申し出等々により、一度、信州博から22年が経過をして劣化等々も考慮しなければならない。それから、制作者でしかわからない隠れた欠陥というか要素があって、移動するにはあまりふさわしくない。しかもJR用地の近隣では余りよくないということから移設は断念をさせていただくものであります。かわりにというか、本会議のほうでも質問もございましたけれども、駅前にモニュメントを設置をしていきたいということであります。その駅前の景観のデザイン、あるいはモニュメントのコンペのための企画等々を委託をする費用が下から2つ目でありまして40万円。それから、営繕修繕料をちょっと飛ばして費用弁償につきましては、審査員をお願いする先生方お二人に3回来ていただくというための旅費。それから一番上と2番目でありましてけれども、報酬であります。駅前モニュメントの選考委員への報酬、お二人分で3回、28万8,000円。モニュメントの二次選考者への謝礼ということで、二次選考者で5点まで絞り込みをしまして、10分の1の模型の制作等々も含めた謝礼として20万円と100万円ということで、モニュメントにかかわる費用を年度177万8,000円を見込ませていただいたところでありまして。なお、下から3つ目の営繕修繕料につきましては、みどり湖への流入水路、水芭蕉の一番末端でありますけれども、が欠けておりまして、こちらのほうの修繕をさせていただくお金を43万5,000円をお願いをしたところでありまして。以上であります。

○建設課長 引き続き40ページ、41ページをお開きください。資料を用意しましたので、配付させてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

○建設課長 それでは、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費の白丸、道路維持補修事業1,000万円。維持応急工事でございます。一番上の資料を見ていただきたいと思います。道路施設の老朽化に伴い、破損している危険箇所の補修工事を実施するものでございます。木曾の大橋、経年劣化による損傷している部分の補修を行うということで、観光客の安全を伴うものでございます。

その下、市道勝弦線、幹線道路でございます。側溝の損傷が激しく危険な状況ということで片づけさせていただきました。1ページお開きください。市道中原線でございます。これはアスティ片丘へ行く通りでございますが、横断側溝の損傷でございます。

その下、市道牧野長瀬線、これは生活道路でございますが、丸太柵が破損して路肩が崩れかかっているもの。その下の幹線道路でございますが、舗装の傷みが激しく、加熱合材での補修が必要ということで、今回1,000万円補正を上げさせていただきました。

その下の3目道路新設改良費の白丸、生活道路整備事業ということで、市道新設改良工事1,200万円でご

ざいます。資料3ページ目をお開きください。舗装改良ということで、舗装劣化により舗装の起伏や穴等が発生し、事故になるおそれがある箇所について地元区や市民からの通報を受け、現地確認をし、早急に対応する必要がある箇所の舗装改良を行うものでございます。1ページお開きをください。場所につきましては、上街道、古町でございます、北小野。高出2号線、高出二区。高出国鉄変電所北線、高出五区。牧野団地4号線、牧野ということで今回1,200万円補正させていただきました。私からは、以上でございます。

○都市計画課長 4項都市計画費3目社会資本整備総合交付金事業費15節工事請負費でございます。白丸、都市計画道路整備事業におきまして、市道新設改良工事として8,000万円の補正をお願いするものでございます。この工事につきましては、セイコーエプソンの依頼に基づいて、エプソン広丘事業所東側にある奈良井川土地改良区が管理する農業用水路を都市計画道路原新田野村通線及び現在施工中であります広丘東通線の計画区域内に切り回して、延長約800メートルの水路を都市計画道路の整備にあわせて設置するというものでございます。なお、全体では約2億円の工事を予定しておりまして、今回は前払金相当額の4割を計上しております。残額の1億2,000万円につきましては、28年度を期間とする債務負担行為の補正をお願いしておるところでございます。財源につきましては、工事費に加えて測量、設計、工事管理費等の経費を原因者であるエプソンが負担することとしております。以上でございます。よろしく御審議願います。

○委員長 それでは、10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○中村努委員 37ページの農地費の採択にならなかったという部分ですけど、当然、交付要綱みたいなのがあって、それに見合ったものを出したと思うんですけども、それでも採択にならなかったという理由を教えてください。

○農林業再生担当部長 補佐のほうから説明申し上げます。

○農村整備係長 済みません。農政課の吉村と申します。交付要綱というよりは、補助事業の要望です。前年度に、一応これだけの規模をやりたいということで、県を通して国に事業の要望を上げていまして、それが、ため池耐震ですと調査10カ所ということで3,000万円という要望を出すんですが、実際、国からの内示がもう1カ所で400万円しかもらえないという、そういうような状況でした。

○中村努委員 そうすると、要望するに際して、どの程度のものが必要かということではなくて、単純な要望で予算化しちゃったということですか。

○農村整備係長 基本的には地方事務所のほうに取りまとめますので、一応県のほうとも相談をしながらやって、そういうふうに上げています。全体的に減ったというんですが、塩尻市に限らず周りの市町村が全部そういう形で落ちている形でした。

○委員長 しょうがないですね。ほかにはございますか。

○古畑秀夫委員 39ページの林業被害防止の関係、松くい虫の関係ですが、私も本会議でちょっと質問したんですが、10カ所というようなことで、かなり今までに比べると広がっているんで、心配するのは、松本からず

とこっちのほうに上がってきて、塩尻もああいう状態になっていくんじゃないかという心配があるわけですが、これ何本ぐらい、その周りの木もかなり、400万円というかなりの量だと思うんですが、何本ぐらい切って処理、伐倒薫蒸処理したのか、わかります。

○**森林課長** 補佐のほうから回答させます。

○**森林資源活用係長** 松くい虫の被害木の処理ですが、伐倒いたしまして、1メートル55の玉切りにいたしまして、ビニールシートをかぶせて、薬品による薫蒸の処理をその現場で行います。通常の伐倒プラス薬剤処理費ということで、1本当たり10万円ぐらいかかりますので、計40本ほどを予定しております。

○**古畑秀夫委員** 1カ所で40本ぐらをやっているってということで、それからこれからずっと広がっていつちゃうって心配しているのはどんなふうに認識しているか、お伺いします。

○**森林課長** 補佐のほうから回答させます。

○**森林資源活用係長** 10カ所ということで、まず葉が黄色くなって怪しいという木が発見されます。その木を検体を抽出しまして、検査をかけて初めて松くい虫による被害だということがわかりますので、その1本をまず処理するわけですが、周りの木にもいる可能性があるということで、そちらはドリルによる穴を開けましてですね、やにの抽出の状況を見まして、その状況が悪い木を、これは松くい虫の検査に出さずに、怪しいという木と一緒に薫蒸処理しますので、発生した木が10本ですが、その周りの木を数本ずつ一緒に処理していますので、計40本ということになります。今の対応はですね、そういった目視によりまして被害が出ているという木に対しまして対応しているということですので、これがじゃあ、その対応した40本の木以外にもあるんじゃないかということは予想されますが、状況が出ないと対応できないということしております。今後もですね、今現在はですね、そういう状況になる木が少ないんですが、春先になりますと、年を越して枯れるという木がありますので、それも発生したところで初めて処理をしていきたいという対応状況になると思います。よろしくお祈いします。

○**古畑秀夫委員** できる限り早めの対応をしていくべきだということでやっていただいていると思うんですけど、なるべく市民、パトロールもやっているかと思うんですが、市民の目でできる限り早めに見つけた部分を知らせてもらうようなことを市民にお願いしていったほうがいいと思うんですが、その辺どうなっていますでしょうか。

○**森林課長** 松食い虫の被害対策につきましては、飛散、また発生しそうな時期につきましては、広報において枯れた赤松の状況の情報提供をいただく。またパトロール員6名をお願いしております、その方によります市内、月2回でございますが、市内パトロールをしていただいている状況でございます。

先ほど補佐のほうからも話がございましたとおり、発見しましたら速やかに検体を出しまして、周辺の松のやにチェックということで状況確認し、伐倒薫蒸という形で現在進めております。今現在10カ所、平成27年度におきましては発生しているところがございますが、全て単木ということで、1本の発生です。周辺に松、状況にもよりますが、周辺の松が多ければ、その分検体、またやにチェック等必要になっております。その状況を見る中で、さらにまた速やかな対応処理ということを進めておりますが、また今、見分けづらい時期ではございます。またそういったような情報が、また委員さんのほうでもありましたら、ぜひ一報いただければと思っておりますので、よろしくお祈いいたします。

○**委員長** ほかに。

○副委員長 関連してなんですが、過日、私の吉田の長者原のところを拝見しました。それで、今のなんていいですか、いかに防いでいくかというところのあれなんですが、それもようやく理解したところではあるんですが、片やですね、樹齢数十年たった木をどう守るかということと松くい虫自身をどうやって防いでいくかっていうような、両方のバランスが非常に難しいところだと思うんですが、何ていうんですかね、本当に今の水際作戦のやり方でいいのかどうなのかっていうところですね。何を守って何を防いでいくのかっていうようなあたりが、その進め方みたいのが、ちょっと何か守りに入っているような気もするし、あまりやり過ぎて切り過ぎていけないっていうところのバランスが非常に難しいんですが、その辺をどのように考えていらっしゃるか、教えてください。

○森林課長 確かに松くい虫対策につきましては、北から徐々に南下しているというような状況でございます。また、当市におきましては、松くい虫が発生しづらい領域、標高800メートル以上につきましては、集団発生が余り見込まれない地域というような話の中においても、単木ではありますが発生しているような状況でございます。現在そういった守るべき松等を考慮する中で検討し、松くい虫対策の実施計画というものを策定をする形で地方事務所等と今協議している状況でございます。

松くい虫対策につきましては、松本市さん、ごらんいただければと思いますが、なかなかとめるというような形になっていないのが現状でございます。また、松本市さんもそうですが、平野部の民地のほうにまで今入ってきているということで、どこまで対応ができるかということは全国的、また長野県におきましても大変難しい状況ではないかと考えております。塩尻市、入ってきましたら、先端地域という形になってきょうかと思っております。なお一層防御と早期伐倒駆除ということで対応もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

○中野重則委員 41ページの生活道路整備事業で、舗装、経年劣化の1,200万円。順次計画を持って劣化の補修をしていると思いますが、実は今回の議会に追加の6件を含めまして補償の関係の追加の報告がございました。非常に補償の問題ですから、職員の精神的な負担が非常に多いんじゃないかと思っております。0:100という案件が多いわけでありまして、いろんな状況の中から、例えば損害保険会社のOBに少し相談をする機会を設けるとか、何かそんなようなことを多分、職員の精神的な負担は非常に高いものがあると思われまして、この補償額の決定するについては、そんなお考えは、副市長さん、いかがでしょうか。

○副市長 実は職員が1人ですね、かかりっきりになっているっていうような状況でございます。御指摘いただきましたとおり、道路そのものの経年劣化も著しい部分がございますけれども、市民の皆さんもですね、事故が起こったときに、どこでその責任をとっていただけるかっていうことが、だんだん何ていいますかね、わかってきたっていうのはおかしいですけども、そういうことがございましてですね、近年損害賠償の件数、額とも伸びている、こういう状況でございます。

したがいまして、なかなかこれ、相手のあることでですね、御指摘いただきましたように、非常に難しいケースもままあります。そのたび弁護士に相談したりですね、保険会社と対応したり、対応しておる現況でございますので、状況をちょっと見ながらですね、やっぱり専門的な知識がどうしても必要なというふうにも感じておりますので、その辺、少し検討させていただいて、対応できるものなら所定の対応をとりたいというふうにも考

えております。

○中野重則委員 そんな方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○牧野直樹委員 ちょっと関連なんですけど、道路パトロール、業者委託しましたよね。以前は職員が毎日のくらい回っていったんです。その何ていうのかな、検査距離っていうのか、委託した、多分この間の答弁では3日に1遍ぐらいついていう答弁、本会議の中でお聞きしていますが、職員が回ったら毎日出ていましたよね。その影響であるかどうか知らないんだけど、委託してからのほうが、この専決処分がうんとたくさんになったように思われるんだけど、その辺どうお考えですかね、担当課の課長様。

○建設課長 決して建設業協会、サボっていないくて、本当にみんな一生懸命やっております。本当にたまたま、今回ちょうど道路の舗装の経年劣化のたまたまこの時期がかち合ったとしか私はちょっと言いがたいと思ひますし、やっているところは、本当に皆さん、一生懸命やっている業者もおりますので、御理解のほどをいただきたいと思ひます。

○牧野直樹委員 やっぱり報告事項だもんで、ほかの市町村のこともわからないんだけど、結構こういうのであるんかね。例えば車屋へ持っていくと、車屋がもう多分、市に賠償しましょっていう話で、昔と違って多分そうなっていると思うんだよね。これは仕方ないことであつて、先ほど中野委員もおっしゃつたとおり職員の負担を減らすってことも第一に考えていただいて、言われれば金出すっきらないでね。これは保険かけているんで、別に市の腹が痛むわけじゃないし、しょうがないってことだね。わかりました。ほかにもっと大事な問題があるわけでしょ。

○委員長 じゃあ、続けて牧野委員どうぞ。

○牧野直樹委員 ちょっとこれから激しくなるでね。覚悟してください。39ページ、塩尻駅前モニュメントの件ですが。

○委員長 牧野委員、マイクを。

○牧野直樹委員 モニュメントの件です。観光施設整備工事、マイナスの1,050万円。これは理解をいたします。アルプス街道にあるこのブドウのモニュメントが、移設が不可能になったということで、その1,050万円の予算のこれは理解をいたします。何で急遽、それができなくなったんで、モニュメントの選考の謝礼だとか、委員の報酬だとか、委託料だとか、費用弁償がここに載ってきたのかな。これは筋が違ふんじゃないかな。これはちょっと私は認めるわけにはいかないんで、それなりの答弁をしていただきたいと思ひます。

○ブランド観光商工課長 新たなモニュメントの計画についてでありますけれども、もともとというか、駅前に顔がないということで、ブドウの現在あるモニュメントを移設をさせていただくということで、駅前の整備の最終をしようということでございました。内容を、ものの確認をということで、先ほどもお話をいたしましたけれども、あれだけのモニュメントを駅前に持つてくることで塩尻の顔というようなことになるという計画でありましたけれども、施工をされた方から申し出がございまして、先ほど言ったとおりになったわけでありまして。移設については、危険であるということから断念をいたしました。

なぜ新しい、新たなというふうに質問でございますけれども、実は古畑委員の質問にもお答えをさせていただいたところでありますけれども、塩尻駅、移転をしてからかなりの年数が経過をし、JR東日本のほうでは篠ノ井線の駅を観光要素にしようというようなことで、松本駅もさることながら、それぞれの駅舎を改修をしてきた。

そういう中で、平成25年に塩尻が進めているワインとブドウという市のコンセプトに基づいて駅の改修をしていただいているところであります。外観もそうでありますけれども、ホームのブドウ棚、これは全国に1つしかないというようなこと。あるいはコンコース、自由通路のところの窓枠の柵もワイナリー風にいただいている。それから駅東口のほうのアーチ状のものも、一応れんがづくりで塩尻の顔としてのふさわしい駅舎にいただいているというようなこと。さらには、JRのコンコース北側への階段付近のJR用地の取得が可能になったということで、これで駅前の広場の整備、これは最終ということになりましたので、観光のほうの施設として駅前の顔を整えていきたい。それによって来訪する観光客の皆さん等々への塩尻のイメージ、アイデンティティというものを表現をしていきたいということで設置をするということでもあります。ぜひ御理解をいただいて、駅前の顔、最終ということになりましたので、整備をさせていただきたいなというふうに思っております。

○牧野直樹委員 顔とか何とか言っているんだけど、塩尻の駅、もしそういうことで考えていけば、ホームに全国で1つしかないブドウの棚があって、収穫されるのもしょっちゅうテレビで流れるし、そういうことであって、たまたま前に、駅前の整備する前に、あそこに何周年か何かで、私は嫌いでしたけど、キツネの3つ乗ったやぐらがあって、あれがモニュメントなんだと思って見ていたんだけど。あれはどこか行っちゃってよかったんだけど。そういうのがあって、だからこの予算、補正は削るだけで、新たに考えているって、何か緊急的なような要素のあるようなものじゃないと思うんだけど。それで完全に塩尻の顔のモニュメントをつくるっていう、ちょっと違う。もっとじっくり練って、やるならだよ。今はいいよ、200万円ばかりだよね、補正でやるのは。だけど、いよいよつくるとなると、どういうものがつくるとかって、これやっていくわけでしょ、選考。もう選考委員も決まったような感じじゃん、これ。それと謝礼だとか入れてくると、二次選考って。もう一次選考終わったの。何か変、やっていることが。ちょっと正直に、何を誰に頼んで、何を今やっているか、言ってよ。だめだよ、そんなの。

○委員長 言い切りましたか。

○ブランド観光商工課長 ちょっと説明不足なところがございました。おっしゃるように、今回の補正のところでは、デザインの決定までということをご想定しております。モニュメントの制作そのものは、新年度に駅前の用地取得をしたところの整備とあわせて整備をしていきたいということでありますので、これはまた新年度の予算のほうでさせていただきますが、現在、今おっしゃるように、既に決まっているのではないかとということでもありますけれども、審査の先生方は、大学の先生方をお二人お願いをしたいなというふうに考えております。教授1名、准教授クラスの方1名ということでございます。一応、市の文化振興アドバイザーっていうんですかね、人間国宝の増村紀一郎先生に、一応それにふさわしいというか、選考委員にふさわしいような先生の紹介をお願いを現在しているところであります。

ということで、意図的にこの人とこの人と、ということではなくて、大学関係者お二人、それから市内の市長さん初め関係者に選考委員になっていただいて、日程的にはですね、この議会が終了し予算が決まったところでデザインの公募をまずかけて、1月末までにデザインを公募し、2月の中旬に5点に絞って、ひと月制作期間をおいて模型をつくっていただく。それを審査員の第二次選考をすると。あわせて市民の皆さんにも参画をしていただくということで、縦覧期間を設けまして、市民の皆さんにも投票していただいて最終的なデザインを決めていきたいなという、そんなスケジュールを計画しております。どうぞよろしく願いいたします。

○**牧野直樹委員** なぜそんなに急ぐ必要がある。まだまだ塩尻市、これから大型事業、いっぱいあるだよ。体育館つくらなきゃいけないし。モニュメントに、そういうの理解できない。この金のないときに、そんな大学の先生に頼んでモニュメントのデザインの選考をしてもらったり、何でそんな急に急ぐの。急がなくなるといいじゃん。お金の、予算に余裕ができたなら考えればいいじゃん。もうちょっと市民の民度が上がってきたら、市の顔は何にするかっていうふうに考えればいいと思うよ。ここへ来て、例えば駅前にモニュメントができて、市民の利益になるだ。公共の利益になるだ。もうちょっと真剣に考えてやってくれない、6万8,000人の市民のために。

駅前の整備だったって、北側の広場、ただコンクリートにしちゃったの。当初、1回目の計画では、いろんな木が植わって、何か触れ合えるゆったりしたような広場だったのが、今はもうコンクリートだけの広場、ただ通行だけの広場みたいになっているんだけど。

だから、行き当たりばつりのそういう政策じゃなくて、何かもつとさ、あれじゃない、これからお金、もつとかかるだに。そういうことを考えりゃ、この貴重な数百万円だったって、ものができてくると1,000万円以上になると思うよ。多分この1,050万円は使い切る予定でいるらい、なくなった。違う。そういうふうになると思うよ。だから、もうちょっと慎重に考えてくれないかな。

今回は、いろいろお話を聞いても、もう2月に二次選考だ何だかんだ言っているんだけど、ということはもう決まって、誰にお願いをしてどうのこうのっていうのがなから決まっていく、そういうスケジュールだと思うんだけど、これは俺は認めるわけにいかん。新年度で考えるか、もうちょっと真剣に考えていただきたいと思います。いいです。だから私は、この補正予算の削るのは認める、1,050万円のね。あとの、こっちは私は認めるわけにいかないんで、申し添えます。

○**委員長** 先、答弁を求めます。

○**ブランド観光商工課長** なぜ急ぐかという話でありますけれども、実は新年度のほうでJRの用地の取得とあわせて、取得したところの簡単な待合等の整備をさせていただき計画をしております。今おっしゃるように、予算の話、正直を申し上げますと、1,050万円の予算の中で、この計画をしていこうということで、そのためにもデザインだけはことしのうちにしておいて、次年度あわせて施工をしたいということであります。新年度のほうでこの手続きをしておりますと、時間がその分押してきますので、デザインの決定まではさせていただきたくないところが正直話でございますので、ぜひ御理解をいただいておりますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○**委員長** よろしいですか。

○**牧野直樹委員** 正直話ありがとうございます。でも、新年度、JR用地を買って、ベンチでも置いて休めるようなものにしてあげればいいじゃん、それで。とりあえず観光客のために、ゆったり座って、バス待っている間、座れるような、そういうのがないじゃん、あの辺に。それだけでいいんで、もうちょっと月日をかけて慎重に、そもそもモニュメントをつくるかどうかという、根本的なもの。もう今は皆さん、つくるだけで進んでいるんで、つくらなくても別に僕はいいと思ってるし、市民にも聞いていただければ、何もそこにモニュメント、いらんんじゃないって人もいると思う。あそこは市制何十周年だから、北海道からイチイを運んで植えてもありますし、そういうものはあるんでね。別に市民の顔がこれから何か。市民の顔だったって、何もなしと思う

んだけど、高ボッチは市民の顔だわ。塩尻市が誇れる資産だわ、高ボッチ。駅前おりれば高ボッチ見えるし。駅のホームの中にはブドウ棚があるし、ワインのたるも置いてあるし、ワインもいっぱい売っているし。だからそういうので、とりあえずもうちょっと慎重に進んでいっていただきたいなと思っています。御理解はいただけません。以上です。

○委員長 じゃあ、先、村田委員。

○副委員長 自分が賛成なのか反対の意見なのか、よくわからないんですが、いろんな地方都市、回りますと、今回、塩尻の交通の要衝というところですね、やっぱりいろんな工夫がされていて、その何ていうんですか、複数路線が相入れるということのメリットっていうのは、非常にあると思っています。何ていうんですかね、今、牧野委員のほうの御意見に対して賛成なところは、もっとやっぱりしっかり、何ていいますかね、塩尻駅の全体のプロデュースをする必要があるんじゃないかなっていうふうに感じています。

先ほど課長のほうからは、もうこれで最終段階ですよっていうところで、あれっていうような感じもあったんですが、いわゆるスピード感と、トータルでどう訴求していくかっていうあたりのところが、ちょっと私はまだ勉強不足なのかもしれませんけれども、これからどうやってより多くの観光客の方に、駅をおりてバスに乗るとき、そういう観光客の方、非常にふえているような感想を持っていますけど、どうやってそれを訴求していくかっていうようなことのイメージ戦略と実態のデザインみたいなものですね。単体のデザインだけではなくて、やっぱりトータルでっていうようなことも必要で、ひとつのコンセプトでどうやって形づくっていくかっていうようなことを、過去のことは余りよくわからないのであれですけど、今までどういう考え方だったかっていうことと、それからこれからどうあるべきかっていうことに対しては、やっぱりじっくり考えていただくことも必要かなっていうふうに思います。まとまりません。以上です。

○委員長 要望。答弁は。

○副委員長 要望というかね、そういう意味で、賛成か反対かっていうことであれば、とりあえずモニュメントをつくりますよっていうことに対しては、私は反対します。

○副市長 いろいろ御意見ございますけれどもですね、経過としては今、課長が説明したとおりでございまして、あそこのサラダ公園のところにあるモニュメントを駅前へ移したいということで当初予算に計上をさせていただいて、それは議員の皆様の御理解をいただいて、それはそういうことだろうということで執行段階に入りました。

ところが、今申し上げましたとおりですね、一番はあれが二十数年たっておりまして、その段階で、予算化の段階で私どもももう少しきちんと検討をしてですね、現状を見て、あれがどのくらいもつのか、もたないのかっていうことを検討すべきだというふうに今反省をしておりますけれども。要は駅前に、あの交通の激しい、あるいは線路も電車も通っているようなところで、あれを持っていくとですね、風で飛ばされたり、あれ、実は鉄じゃなくて、何ていうんですかね、プラスチック、FRPなんですよ。あれで風で飛ばされたりして電車でもとまっちゃうとですね、これはえらいことになっちゃうなというような懸念もございまして、制作者の意見も入れましてですね、今回は移転についてはちょっとまずいんじゃないかということ私をのほうからも申し上げました。

じゃあ、それにかわるべきものをですね、やっぱりつくっていかなくちゃいかんだろうと。これは私どもが最初にあのブドウのモニュメントをあそこに移転をする必要性というのは、るる説明を申し上げてですね、塩尻の、しかも駅前のですね、シンボルとしてやりたいということがございましたので、それにかわるべき準備はやはり

きちんとしなくちゃいかんということですね、今回その準備段階として、削るものは削って準備をさせていただくということで、この予算を上げさせていただいたと、こういう次第でございます。

したがいまして、いろんなところからですね、例えば観光協会から、駅前がもうちょっと寂しくて、交番が観光センターのようで、観光センターのほうが何かよくわからないというようなお話もいただいておりますし、商工会議所からもですね、ぜひ塩尻の駅前を象徴するようなことをですね、続けていってほしいということで、そういう御要望もいただいております中で、中心市街地で計画づくりをいたしました駅前の整備が最終段階に入っております。それは、JRの協力もいただきまして、JR駅の改修も実施をしていただきました。それから今回、北側の階段のところにありますですね、用地も、ある一定の、格安とは申し上げませんが、そういう塩尻市に売ってもいいよと。公共の用に供するなら、本来なら4分の1線の向こう側ですからJRが保有するのが当然だということではありますが、そういう事情の中で、処分してもいいよというようなお話も伺ってございません。

したがいまして、私どもとしては、その用地の活用、あるいはこれから駅前全体をですね、どういうふうに、どこにそのモニュメントを設置して、今譲っていただけるような場所をですね、どういう活用をしていけばいいのかということを考える必要があります。したがいまして、このモニュメントについては、大体のデザインといいますか、こういうくらいなものを、多分ブドウ、塩尻を象徴するようなブドウのイメージのモニュメントになろうかと思えますけれども、そういうものをイメージしておりますが、それを提示をしてですね、関係機関とJRと協議をし、かつそういうことですね、財政的な支援ができないかどうか、各方面とですね、これから折衝をしていかななくちゃいかんということの中で、どうしてもその準備の段階でこれだけの必要性があるということ認識をして提案をさせていただいておりますので、ぜひ御理解をいただきましてですね、実際に施工段階に入ればですね、これは議会とも十分協議をさせていただいて進めてまいりますので、そういう意味でお願いをしたいと思っております。

○牧野直樹委員 今、副市長の話は承りましたが、この事業は、たまたま当初の予算であそこのブドウのモニュメントを駅に持ってくるっていう、移設をするっていう中の予算で、私どももあそこに置いておくより駅前に来たほうが、あのブドウも日が当たるなという形の中で、みんな賛成していたですよ。それで予算がついたということで、予算決定をしている。たまたまいろんな条件を調べたら、あそこからの移設は無理だという結論に達したと。それはそれで仕方がないことで、当初予算に盛った移設にかかわる費用が断念をせざるを得ない。それは残念だったなっていうことで、1,050万円のカットは、これはわかります。

後からついたもろもろの話っていうのは、たまたまいろんな条件をつけてきたことであって、駅前でJRが売ってくれるっていう土地は、それはすぐ買ったほうがいいですよ。買うについては、何々をつくりなさいとか、そんな条件がないんで、公共の用にしていいただければJRは売りますよって、それは今買っておくべきです、当然。それは予算に組んで、今にも買っておくべき土地だと思います。ほかのもろもろについては、これはもうちょっと買った後考えたって別に遅くないと思うんで、新年度対応で、新しい予算の中で考えていくべきものであれば、通常常識的には思います。

だから、決してどうのこうのじゃなくて、この観光の整備工事の1,050万円は認めますよ。だけど、ここに張りついていたこれは納得がいけないんで、幾ら副市長、お話しいただいても、JRの用地の大事さもわかる。

それは買えますから、買っていただいて結構でございます。いいです。先に進めて。

○中村努委員 私もこの予算というのは、補正対応でやるっていうのは、牧野委員と同様、いかがなものかなと思います。ちょっとお聞きしたいんですが、この選考のために100万円、あるいは120万円とかいうお金をかけて幾らくらいのものをつくろうとされているのか、教えてください。

○ブランド観光商工課長 先ほどもお話をしましたように、1,050万円という約束というか、がありますので、費用的には今後の話になりますけれども、設置含めて500万から600万円くらいが想定される場所かなというふうに考えております。

○中村努委員 ちょっと500万から600万円のものをつくるのを選ぶのに120万円くらいかかるわけですね。このバランス的なことが、私には理解ができないっていうことが1点あります。

ちょっとお聞きしたいんですが、副市長も藤森部長も中心になってかかわっていただいた市民交流センター、プロポーザルのコンペ、やりましたよね。あのときの審査員、そうそうたるメンバーいたんですが、幾らくらい謝礼、払いましたかね。

○建設事業部長 副市長まで入れて6人の審査員で、外の方は5名だったと思います。それで、ちょっとはつきり覚えていないんですが、市の規定がございますので、それをベースにはしたと思いますが、それよりは若干は、何ていうか、旅費とかそういうのがあるからと思いますので、その分は足したと思います。ちょっと、その辺のちょっと記憶が定かではございませんけど。

○中村努委員 その市の規定っていうのは、どういう規定ですか。

○建設事業部長 大学の先生とかそういう方を呼ぶときに、半日とか1日に幾らって、そういうたしか規定があって、それをベースにはしたと思います。ただ、そのときに、どのくらいにしたかって、ちょっと記憶も大分前なので記憶がございません。市の基準っていうのはそういう意味です。

○中村努委員 そうすると、今回のモニュメントの二次選考の謝礼っていうのは、そういう基準に合っているわけですか。

○ブランド観光商工課長 一応、大学の教授、准教授のお願いしているお金を積算をさせていただいております。ちなみに教授が6万円、准教授が3万6,000円ということで、これは終日拘束するというお金でございます。

○中村努委員 そうすると、お二人ですね、選考委員。これ、100万円を今年度中に使うっていうわけですね。

○ブランド観光商工課長 済みません。選考委員の先生方への報酬は28万8,000円のほうで、今言う正教授の先生6万円、准教授が3万6,000円のそれぞれ3回払いということでもあります。

次の二次選考の謝礼という100万円というものがですね、応募された方の中から5点選んで、その5点を模型の制作をしていただくお金が1点20万円ということで予定をして100万円ということでもあります。市民の皆さん等々への縦覧をするための模型の制作も含めて20万円をお支払いをして、5点の制作をしていただく。要するに5人の方に制作をしていただくということでもあります。

○委員長 中村委員、よろしいですか。

○中村努委員 模型の実際の制作費ということなんですが、普通そういうのは出品者がつくって持ってくるのが筋だとは思いますが、デザインのあれなんで、ちょっと私、その辺詳しくよくわからないんですが。ちょっと、

やはり全体像っていうのがわかんないっていうことがあります。

それから年度をまたいで、選考といわゆる施工っていうのが別の予算で出てきてしまうわけなんですけど、この補正予算でそれが通って今年度中にそのデザインが決まれば、それに基づいたものっていうのが、もうそれしかだめなわけですよ。ですから、おおむね総事業費がこのくらいで、そのための費用がこのくらいだっている全体像がわかんないと、これが高いのか安いのか、適切なのかわかっていうのが、ちょっと私には、ちょっと判断しかねる状態しております。

○委員長 何か答弁すること、ありますか。

○ブランド観光商工課長 このデザイン選考までの手順が、ちょっと見えにくいものですからいけませんけれども、まず駅前の景観に関することについて、これは全体のどこに何を置くのかっていうことも含めて委託を、要するに出します。その中でモニュメントの公募に対する企画を提案をしていただくということで、その大筋という流れが、まずはデザインを公募をする。当然、立体物でありますので、デザインだけではいけませんから、その中の優秀なデザインを5点選んでいただく。その5点を立体物にしていただくっていう段取りで行きたいなという考えであります。それで予算化のほうで、下から2番目のポツであります。景観の企画委託料ということで、駅前の平面にはどういうものが必要なかっていう絵を描いていただくと同時にモニュメントについての公募はどういうふうにしていくかということをご計画をさせていただく。それで、それに従って次はデザインを募集をし、5点に絞り、絞った5点を模型をつくっていただいて市民の皆さんの審査をしていただくものにしていくということで、最終的には1点を選考をしたい。その1点については、次年度、工事の中で施工をしていただきたいという、そんな流れでございます。

○古畑秀夫委員 私、本会議で質問したわけですが、少し時間もなくて、細かい質問できなかったわけですが、塩尻駅前の東口のところの土地を買って、そこへつくるみたいなのか、何か市民タイムスか何かの写真に出ていたのだと、ドウダンツツジの色があったから、どうもあの場所じゃないじゃないかなっていう感じもあったんですが、その辺、今つくる、つくらないの話もありますけれども、私は、もしつくるということになれば、できる限り大勢の人たちが見えるということで、今JRから土地を買う、これから買うってことですかね。あの辺っていうのは、乗降、東口の乗降の人たちは見えるけれども、あそこにブドウ棚つくっちゃったから、ほとんどホームからは見えないみたいになっているんですよ。塩尻はかなりの本数が、東西線、篠ノ井線で本数がかなりホームへ入るわけですから、その人たちの、塩尻で乗りおりしなんでも、例えばそのうちの1割でも2割でも見れるような場所に設置するならばほうがいいということもあったんですが、そういうことで提案したわけですが、いずれにしても、その場所はどんなふうに、ちょっと先行したような話ですけど、どんなふうに考えているか。この辺も何か曖昧なような気がするけれど、ちょっと考え方をお聞きます。

○ブランド観光商工課長 場所はまだ、ここというふうに特定をしているということではなくて、一応四方から一番見やすいところはどこかということで選んで場所を決定していきたいなというふうに思っておりますけれども、大体大型バスの待合のところまで行くあたりの緑地がいいのではないかと、そこがあのロータリーを利用する皆さん、四方から見れる場所ではないかということで、そのあたりを想定しております。

○委員長 ほかにいかがですか。

○中野重則委員 つくる、つくらないの議論をされておりますけど、この計画に至った経過を考えてみますと、

まちづくりが塩尻の駅舎の改修も含めて最終段階を迎えている中で、地元の商工会、あるいは地元の何個かの団体から塩尻駅にふさわしいモニュメントが欲しいじゃないかと、こういう要望があつて、たまたま平成4年の信州博覧会のときに使ったブドウのモニュメントがあつたから、あれを持ってきたらどうかと、こういう発想でこの予算が盛り込まれたと思うんですよね。そうすると、1,050万円かけて持ってこようとしたものがだめになった。じゃあ、持ってくるという計画をしたんで、それにかわるものをどうしようかというのが今回の補正の追加、補正で増にする部分だと思うんですよね。だから、考え方は、つくらなければいけないという考え方はわかります。しかし、その補正の段階になって、あと3カ月しかない段階で、要は立派なものをつくると言っているわけですから、3カ月残したこの12月の議会で補正をして、一応デザインを決めるというのにはちょっと時間的にはいかなものかなと、こんなことを私は思います。

○委員長 答弁ありますか。

○ブランド観光商工課長 いろいろな見方、考え方がありますのであれなんですけれども、我々としては、ぜひスピーディーにというか、駅前を整備をしていきたい。そういう中で、事務的にはお金の財源の確保の仕方等々も含めて、このタイミングがいいのではないかとということで提案をさせていただきましたので、ぜひその辺を御理解をいただいて、駅前に必要であるということは、本当にモニュメントを移動するときからの話でございますので、あとは手続き的に一番予算の何ていうんですかね、取り方というか、時期的に今が一番いいのではないかとということでお願いをしたものでありますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○委員長 ここで休憩を委員長としてはとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、午後1時まで休憩といたします。

午前12時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。午前中に続き質疑を続行いたします。委員より質疑はございますか。よろしいでしょうか。この部分以外でも結構です。

○古畑秀夫委員 先ほど道路の関係で、維持応急で1,000万円つけて、毎回補修で補正予算、組まれているんですが、きょうのこの写真を見させてもらっても、大変道路が傷んでいって、これじゃあ本当に早く直さなきゃいけないなっていう写真があるわけですが、私も地元のほうからは何点か言われるわけですけど、結局予算ないって言われて、ずるずる先延ばしみたいなことが今回続けて4件、大きな車の破損っていうような事故になったんで、本会議の時にも言いましたけど、少し予算、多めに盛って、この対応をしていかないと、車を壊すっていうことは、その人に見れば代車で直すまで、その車、修理工場へ預けなきゃいけないとか、いろんなことで市民に迷惑かかることもあるわけですので、それはお金はかからないにしても、いろんなことで市に対する批判っていうのは、そういう部分でも広がる可能性はありますので、もっと予算を多めにつけて対応していただきたいと思いますが、要望ですけど。

○委員長 ほかにございますか。

○中村努委員 41ページの市道の新設改良工事、エプソン関係のところですけども、ちょっと何がどう変わるのかってわかる図面があつたら欲しいんですが、ございますでしょうか。

○都市計画課長 配慮が足りず、申しわけございません。先ほどちょっと焼いてきましたので、よろしければ配付させていただきたいと思いますが。

○委員長 これを認めます。

○都市計画課長 今お手元のほうに資料を配らせていただきました。今回対象となる部分につきまして、地図へお示しさせていただいております。真ん中のあたり、左手のほうにセイコーエプソンのイノベーションセンター、緑色の線の間になりますけれども、あるの、おわかりでしょうか。今回ですね、青い線、この青い線が既存の水路でございまして、それをこの赤い線に切り回するという内容でございます。一番下の線が原新田野村通線、右側の赤い線が広丘東通線となります。青い線を赤い線に切り回しする約800メートルという内容でございましてお願いいたします。

○中村努委員 この緑色の線の現状のままというのが上下2本あるんですけども、上の線は廃止水路につながっていますが、これはどう処理されるんですか。

○都市計画課長 係長のほうから答弁させていただきます。

○委員長 もし難しい場合は、後ほど調査の上、答えていただいても結構です。どうなさいますか。

○街路公園係担当係長 街路公園係の倉科と申します。よろしく願いいたします。上の緑色の水路につきましては、このまま東のほうへ持っていきまして、赤い水路のほうに接続する計画でおります。以上です。これについて、廃止はしません。

○委員長 そうしましたら、もう1度、これ図面、きちんとつくっていただいて、再度委員会のほうに提出をお願いしたいと思いますので、先に中村委員、もし何かあれば。

○中村努委員 今ここには、えびの子水苑につながる水路となっているわけですけども、このえびの子池に入っていく水というのは変化なしという、こういう理解でいいですか。

○都市計画課長 今、設計のほうを組んでおるところですけども、今、青い線、真ん中通っている部分、これを赤いところで切り回すということで、最初、道路側溝と兼ねようかという話もありましたが、多分それだと、えびの子池の利用者の方からは理解いただけないだろうなというところで、側溝とは分けて今、設計のほうを組んでおりますので、基本的には現状の上から来る水だけをえびの子池のほうに流したいというふうを考えております。

○中村努委員 わかりました。それで、土地改良区のほうには御説明をしたという答弁、あったと思うんですけども、これ、地元の区長さんたちは、この辺のところは御存じでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長 8月でございすけども、地元区長さん、それから農業委員さんにですね、御説明をさせていただきまして、御理解をいただいているところでございます。

○委員長 ほかにございますか。

それでは、質疑のほうを締め切りたいと思います。

副市長、マイクをお願いします。

○副市長 先ほどの観光施設整備事業の件でございすけれども、ちょっと説明が足りなかった部分もございすので、もう1回説明させていただいてよろしゅうございすでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○副市長 経過は、先ほど御説明をしたとおりでございます。なぜ今やらなきゃいけないかっていう理由でございますけれども、今私どもが考えておりますのは、今年度中に、先ほど大体5点くらいに絞りたいというふうに申し上げました。5点くらいに絞ったところで、候補を絞ってですね、今年度の作業はほぼ終わりだろうと。その5点をですね、来年度になったら、市民の皆さん、議会の皆さんにお示しをしてですね、どういうものか、市民目線で選んでいただいたり、議論をしていただくと。そういう結果をもってですね、もう1回最終的に選考委員会を開いて1点に絞って決定をしていくと。それから施工に入ると、こういうことでございます。したがって、来年度中にそのモニュメントが完成をするということを一応描いているわけでございます。

今やっぱり5点くらいに絞ってですね、モニュメントっていうその性格的なものもございまして、その具体的な候補が出てこないとですね、ちょっと市民の皆さん、市民目線でいろんなところを議論をしていただくことにはですね、抽象的過ぎてならないだろうと。駅前モニュメントをつくりますよと言ったところがですね、やっぱり議論には発展をしないだろうということで、時間的な制約はありますが、今年度中には5点くらいに絞りたい。そういうことの補正予算の意図でございます。

私どもとしましては、移転を最初計画をしてですね、議会の御同意をいただいていたわけでございますけれども、残念ながらそれができないことになってしまったということの中でですね、できるだけ早く議論を、具体的な議論の開始をさせていただきたいということの意図からですね、補正をお願いをしているわけでございます。何とぞその辺のことをですね、御理解をいただいて、御判断をお願いをしたいと存じます。

○委員長 今の説明に関して、質疑はよろしいですか。各委員、よろしいですかね。

それでは、ないので自由討議を行います。ありませんか。それぞれ自由に御発言していただければと思います。いいですかね。

なければ、この後は討論。自由討議は自由に委員同士でお話ししていただいても結構ですが。もしあれば、いいですね。

それでは、ないので討論を行います。ありませんか。討論ですので、反対の意見がある場合はまとめて。

○牧野直樹委員 どうしても納得ができないので、観光施設整備工事の1,050万円については納得はします。モニュメントをつくる、つくらないっていうのは、たまたま1,050万円の性格的なものが、ブドウのあそこへ、現場の後に設置をしたい。あそこでは価値が薄れちゃうんで、せっかくなら新しくなった駅前広場のためのところに移したいっていう、そういうお話だったんで、それだけだったら別にブドウを持ってきて、日の目が当たるんであればそれでいいってことで納得をして、その1,050万円は認めたものであって、新たにモニュメントって話は、降って湧いたような話だったんで、これについては、今回のこの補正は、私は認めるわけにはいかないということで、反対の意見として述べさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 当初、こういうことでつくるっていうのが、結果的に新たなものをとということの提案でございますけれども、先ほどの質疑なり、いろいろ聞いていますと、まだ場所もはっきりしないとか、1つのものをつくるに5点選んで、その1点に対して20万円という大きなお金を使ってやるとかということに対しては、ちょっと疑問を感じざるを得ないし、しますので、少し時間をかけてやっていくべきじゃないかなということで、つく

るということについては賛成ですけど、時間的な部分なりが、余りまだ、時間的にも先ほど言ったような形で、提案する側がしっかり場所も含めて煮詰まっていらないということは、360度、周りから見れるようにするのか、正面があって、そこだけなのかということも提案していく側だってやっぱりちょっといろいろあると思うんで、その辺のところは疑問に感じています。

○委員長 ほかにございますか。

○中村努委員 全体的に、ちょっとその必要性が、説明をいただいてもよくわからないという点です。それから、もう少し私たち議会が理解を深めるための今後の議論も必要かと思えますけれども、それはまた予算執行に至る間にしっかり協議を重ねていくべきだなと思えますし、それから、そもそもがもともとあるものを利活用したらどうかという発想で始まったものが、わざわざ1点20万円もするような模型をつくって、それをもとに選考しなきゃいけないという価値がどこにあるのかということもちょっと不明でありますので、その辺も含めて今後検討したほうがいいのかと思います。とりあえず、いろんなことに波及してしまうので、この補正予算案自体は認めますけれども、今後予算執行に向けていろいろ協議があってもいいのかなと、こんなふうに思います。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第20号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費につきましては、反対意見がありますので、採決に当たりましては、挙手にて行います。議案第20号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算について、原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数です。よって議案第20号については、可決すべきものと決しました。

○中村努委員 ただいま、可決されたわけですが、委員会の議論の中で、それぞれ委員がまだ腑に落ちない点等ございます。ですので、しっかりこれから行政側と議会が話し合いを進めていく上でも、予算執行までのことについて、何らかの附帯決議案を提出したほうがいいのかと思いますので、御協議よろしくをお願いいたします。

○委員長 ただいま、中村委員から附帯決議案の提出についての審議がございましたので、中村委員より附帯決議案の提出と説明をお願いいたします。紙、コピー。暫時休憩にします。

午後 1時15分 休憩

午後 1時17分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○中村努委員 議案第20号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議案を提案させていただきたいので、配付をお願いいたします。

○委員長 これを認めます。配付、お願いいたします。

それでは、説明を求めます。

○中村努委員 それでは、朗読して提案にかえたいと思います。

議案第20号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議案。本議案中、7款商工費1項商工費5目観光費の観光施設整備事業について、27年度当初予算においてはサラダ公園に設置されているブドウモニュメントを移設するはずであったが、素材等の劣化や設置予定場所である塩尻駅前の通過列車の風圧

に耐えられないなどの危険性もあり、断念に至った経過があるとの説明を受けた。しかしながら、今回の補正予算の説明では、そのかわりとして突如として選考委員の報酬や、約20万円の模型を5点作成することにより100万円もの支出は、委員会としてすぐさま納得ができるものではない。よって、予算執行に当たって、次のとおり附帯決議とする。1. 設置場所を特定し、市民と議会に対して詳細な説明をした上で予算執行すること。2. 必要に応じて歳出の抑制に努めること（20万円の模型作成は極力行わず選考を進めること）。以上です。

○委員長 質疑を行います。委員より質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいでしょうか。

ないので、自由討議を行います。ありませんか。

ないので、討論を行います。ありませんか。

ないので、採決を行います。議案第20号、平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議案について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 原案のとおり認め、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、先ほどの水路の図面の差しかえについてを議題とさせていただきます。それでは、資料の配付をお願いします。

○都市計画課長 済みませんでした。今、差しかえの図面を、手元に行っているかと思しますので、お願いいたします。エプソンイノベーションセンターの北側の緑色の水路、これにつきましては、切り回しする東通線までは現状のまま残すというものでございます。

その南側の緑色、これが青いところを通り、また既存の緑の部分の一部通りまして、さらに北側に抜けていくと。えびの子水苑のほうに抜けていくというものにつきまして、赤い新設水路に切り回しを行いまして、青い部分、南北につながる部分、この部分を廃止という形で考えておりますのでお願いいたします。

○牧野直樹委員 図面がさ、緑にやたら赤まで塗ったってだめじゃん。水色がつけかえで廃止になる水路でしょ。新しくつけかえの水路は赤じゃん。赤だよ。それで、今さっき中村委員からの指摘で、途中の水色は緑でもいいよ、これね。つけかえで廃止になる水路のところは現状のままの緑色が行くわけじゃん。その先に緑が塗ってあって、何これ。現状のままここに水路、あるわけじゃないでしょ。新設で、赤で塗るわけじゃないの。

○都市計画課長 係長のほうから。

○街路公園係担当係長 こちらの緑色の新たに描かせていただきました部分については、既存で用水路として整備されてあるところですので、現状のままこちらのほうに水を流すということで描かせていただきました。よろしく申し上げます。

○牧野直樹委員 もともとあるの。

○街路公園係担当係長 はい、そうです。

○牧野直樹委員 そういう図面が出さないとだめじゃん、ちゃんとしっかりしたやつ。だめだ、その場その場でやっていたじゃ。きょうは頭に来ているだで、いろいろ。頼むよ、しっかり、これから。

○委員長 牧野委員、よろしいでしょうか。それでは、次に進みたいと思います。

議案第22号 平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 次はですね、失礼しました。議案第22号、平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは議案第22号、平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）の説明をいたします。別冊となっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは第2条、業務の予定量につきまして、配水施設整備事業について補正80万円を増額補正いたしまして7,771万5,000円といたします。

第3条の収益的収入及び支出につきまして、収入で57万7,000円を減額し、総額で18億6,074万円に、支出につきましては231万8,000円を減額し、14億9,007万9,000円といたします。

次に第4条、資本的収入及び支出につきまして、収入については補正額で207万7,000円を増額し、収入総額を1億6,009万9,000円に、ページをめくっていただきまして、支出につきましては、74万9,000円増額し、7億6,746万5,000円とするものでございます。

前でのページに戻っていただきまして、この補正に伴いまして補填財源の補正をいたします。資本的収入及び資本的支出に対し不足する額6億869万4,000円を6億736万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,125万8,000円を3,124万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金5億2,259万円を4億161万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,484万6,000円を1億7,450万4,000円とするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員の給与費となります。補正額519万8,000円を減額し、総額1億6,552万3,000円とするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。補正予算説明明細書となります。それぞれ担当の課長から御説明を申し上げます。なお、人件費につきましては、人事異動に伴う補正となっておりますので、それぞれの説明は省略させていただきます。私からは以上でございます。

○上水道課長 それでは、引き続き11ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の3条予算となります。収入でございます。11款水道事業収益1項営業収益の3目になります、その他営業収益でございます。こちらにつきましては、3節他会計負担金ということで、消火栓修繕負担金でございます。消防防災との打ち合わせで、修繕対応でなく取りかえ更新にするということで、3条予算を4条予算へ組みかえを行うための127万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次、12ページをお願いいたします。今度、こちらは支出になります。21款水道事業費用1項営業費用でございます。2目の配水及び給水費でございます。そちらの23節修繕費でございます。こちらの消火栓修繕費でございますけれども、先ほど収入で御説明しました3条修繕の消火栓1基の事務費を除いた工事費を4条のほうの新設更新工事費への組みかえを行うための120万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入、今度こちらは、4条予算になります。31款資本的収入3項負担金1目他会計負担金でございます。先ほど収益的収入及び支出で御説明いたしま

した消火栓1基分の予算の組みかえで、こちらのほうに127万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次、15ページをお願いいたします。今度、4条予算の支出になります。41款資本的支出1項建設改良費4目受託建設費でございます。先ほど御説明いたしました消火栓の新設更新工事へ、事務費を除いた工事費の、済みません、26節の、4目受託建設費の26節の工事請負費200万円でございますけれども、こちらのほうが消火栓の新設更新の120万円の事務費を除いた分の工事費でございます。その下段の配水施設整備事業につきましては、下水道事業関連に伴います80万円の増額でございます。

大変済みません。1つ飛ばしましたので、12ページのほうへ、済みません、お戻りをお願いしたいと思います。21款水道事業費用1項営業費用の1目原水及び浄水費でございます。そちらの23節の修繕費でございます。218万円の増額になっておりまして、これはNTT柱の、床尾浄水場で集中監視をしております光ケーブルの共架柱の移設工事に伴います移設に伴う光ケーブルの移設工事費でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。前後して大変済みませんでした。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** それではページ、6ページにお戻りください。27年度のキャッシュ・フロー計算書となります。1の業務活動のキャッシュ・フロー、2の投資活動のキャッシュ・フロー、3の財務活動のキャッシュ・フロー、これ、3つの活動の合計では、下から3番目のところ、資金増加額、三角は減少額ということで、三角となります。減少額1億3,743万2,000円となります。そこに資金期首残高、27年度の期首残高が9億8,005万2,000円でございます。それを先ほどの減少額を差し引きますと、27年度末の現金預金残高は8億4,262万円になるものでございます。

続きまして、ページ1つ飛びまして、8ページをお願いいたします。水道事業の予定損益計算書となります。まず、1の営業収益から2の営業費用を引いた営業利益につきましては、6,991万9,000円となります。そこに3の営業外収益を足しまして4の営業外費用を引いた経常利益につきましては、1億1,807万9,000円となります。あと、特別利益と特別損失を加減いたしまして、当年度純利益につきましては、3億3,374万3,000円となります。前年度繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額はございませんので、当年度未処分利益剰余金も同額の3億3,374万3,000円となるものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。予定貸借対照表となります。まず資産の部、1、固定資産と2の流動資産、3の繰延勘定、3つの合計をいたしますと、資産合計では149億713万9,000円となります。

続きまして負債の部、4の固定負債、5の流動負債、6の繰延収益、負債合計では85億9,377万1,000円となります。資本の部、7の資本金、8の剰余金、この合計の資本合計につきましては、63億1,336万8,000円となります。先ほどの負債合計と資本合計を合計いたしました負債資本合計につきましては、先ほどの資産合計と同額の149億713万9,000円となります。以上、よろしく御審議のほどをお願いをいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より質問はありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第22号、平成27年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第22号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第23号 平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）

○**委員長** 議案第23号、平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○**経営管理課長** それでは、議案第23号、平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

第2条の業務の予定量につきまして、公共下水道污水管路整備事業について1,000万円を増額し、8,182万円とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきまして、支出で170万5,000円を増額し、支出総額を27億121万8,000円にするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、支出で1,050万1,000円を増額し、支出総額を19億3,261万6,000円にするものでございます。これによりまして、補填財源の補正もいたします。そこに書いてありますけれども、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額8億7,771万5,000円を8億8,821万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額852万8,000円を915万9,000円、減債積立金処分額2億2,385万7,000円をそこに追加をいたします。あと、過年度分損益勘定留保資金2億689万1,000円を3億7,817万6,000円とするものでございます。

続きまして、次のページをお願いをいたします。第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、職員の給与費100万8,000円を増額し、9,061万2,000円とするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。補正予算説明明細書となります。担当する課長から御説明を申し上げますが、先ほどのとおり、人件費につきましては人事異動に伴う補正となっておりますので、それぞれの説明は省略させていただきます。私からは以上でございます。

○**下水道課長** それでは、11ページ、12ページをお願いをいたします。収益的収入及び支出のうち支出でございます。21款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費23節修繕費27節路面復旧費につきましては、現在寄せられている要望や今後を見込む中で、それぞれ100万円ずつの増額をお願いをするものでございます。

12ページをお願いをいたします。2項営業外費用3目消費税でございますが、今回の補正によりまして80万2,000円の減額を行うものでございます。

13ページをお願いをいたします。資本的収入及び支出のうち支出でございます。41款資本的支出1項建設改良費6目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費26節工事請負費でございますが、これにつきましては、現在相談中の案件や今後を見込む中で850万円の増額をお願いをするものでございます。私からは以上ござい

ます。

○**経営管理課長** ページ、6ページにお戻りください。塩尻市下水道事業の予定キャッシュ・フロー計算書となります。1から3の業務活動、投資活動、財務活動によります資金の増加額、減少額につきましては、下から3段目、マイナス、減少となりますが、4億1,063万5,000円の減少となります。そこに資金の期首残高ということで27年度の期首の残高7億8,943万5,000円を足しまして、27年度末の資金残高は3億7,880万円となるものでございます。

続きまして、ページ、1ページ飛びまして、8ページをお願いいたします。予定損益計算書となります。1番の営業収益から2の営業費用を引いた営業損益につきましては、営業の損失ということで2億8,097万8,000円の営業損失となります。そこに3番、営業外収益と営業外費用の差額が3億3,670万8,000円となりますので、先ほどの営業損失にこの経費を合計いたしますと、経常損益は利益となりまして、5,573万円の経常利益となるものでございます。あとは、5番の特別利益、特別損失を加減いたしまして、当年度純利益につきましては、1億7,553万7,000円となります。前年度からの繰越利益剰余金はございません。その他未処分利益剰余金変動額、これにつきましては、先ほどの4条の部分で減債積立金の補填財源として取り崩す額2億2,385万7,000円がこの変動額に入りまして、当年度未処分利益剰余金は3億9,939万4,000円となるものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。予定貸借対照表となります。資産の部につきましては、1の固定資産、2の流動資産、3の繰延資産、合計いたしまして、資産合計では393億7,787万2,000円となるものでございます。

次に負債の部、4番の固定負債、5の流動負債、6の繰延収益、合計いたしました負債合計につきましては、363億5,191万2,000円。資本の部、7の資本金、8の剰余金を合計いたしました資本合計額は30億2,596万円となります。負債と資本を合計いたしますと、先ほどの資産合計額と同額の393億7,787万2,000円となるものでございます。以上、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より質問、ありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、自由討議を割愛し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第23号、平成27年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第23号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第24号 平成27年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○**委員長** 議案第24号、平成27年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○**経営管理課長** それでは、議案第24号、平成27年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の御説明をいたします。

第2条、収益的収入及び支出の部で、支出を補正額389万円増額いたしまして、費用総額では4億2,092万円にするものでございます。

3条の資本的収入及び支出につきましては、決算によりまして補填財源等が27年9月の議会におきまして決算認定及び剰余金の処分が議決されたことに伴い、補填財源を改めるものとなっております。過年度分損益勘定留保資金3,044万5,000円を3,022万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金8,738万4,000円を7,655万6,000円に、繰越利益剰余金処分額2,045万5,000円をこれは27年9月の議会において積み立てをすることとして処分いたしました減債積立金の処分額3,149万9,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、給与費について補正額2万5,000円を補正し、931万2,000円とするものでございます。

あと第5条、予算9条を削るということで、これにつきましては、資本的収入及び支出の補填財源について、26年度にかかわる繰越利益剰余金を予定処分とすることで平成27年度に予算計上しましたが、26年度決算が終了し、繰越利益剰余金の処分が確定しましたので、これを削るものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。補正予算説明明細書になります。担当の課長から御説明を申し上げます。先ほどのとおり、人件費につきましては人事異動に伴う補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。私からは以上でございます。

○**下水道課長** それでは、9ページをお願い申し上げます。収益的収入及び支出のうち支出でございます。21款農業集落排水事業費用1項営業費用1目管渠費23節修繕費の100万円につきましては、今後を見込む中で増額をお願いするものでございます。

8目減価償却費1節の有形固定資産減価償却費293万9,000円につきましては、平成26年度の決算に伴い、減価償却資産が確定したことにより増額をお願いするものでございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** ページ、4ページへお戻りください。予定キャッシュ・フロー計算書となります。1年間のキャッシュの動きとなりますが、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によりまして増加、減額、減少する資金につきまして、下から3段目、減額ということで、2,022万4,000円の減少額となるものでございます。期首の残高は9,629万円。これによりまして減少する資金を引きますと、27年度末の残高は、7,606万6,000円となるものでございます。

次の1つ飛びまして、ページ、6ページをお願いをいたします。予定損益計算書となります。1の営業収益から2の営業費用を引きますと営業損失となりまして、6,236万5,000円の営業損失となります。3番、営業外収益から営業外費用を引きますと、9,245万6,000円となりまして、先ほどの損失を引きますと、経常利益は3,009万1,000円となるものでございます。5の特別利益、6の特別損失を加減いたしまして、当年度の純利益は5,156万8,000円となります。前年度繰越利益剰余金はございません。その他未処分利益剰余金変動額につきましては、減債積立金の取り崩し額となります3,149万9,000円。当年度未処分利益剰余金は8,306万7,000円となるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。予定貸借対照表となります。資産の部、1の固定資産、2の流動資産、合わせました資産合計では68億534万1,000円となります。

負債の部、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益、合わせました負債合計は57億1,734万2,000円となるものでございます。あと資本の部、6の資本金、7の剰余金、合わせました資本合計額は10億8,799万9,000円となり、負債、資本の合計額は、先ほどの資産合計と同額の68億534万1,000円となるものでございます。以上、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第24号、平成27年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

平成27年12月第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

○委員長 陳情の審査に移りたいと思います。当委員会に回付された陳情は1件であります。それでは、平成27年12月第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員より質問、御意見ありますか。

○中村努委員 済みません。ちょっと参考までにお聞きしたいんですが、特定建築物、公共建築物、ここに書いてあるような内容のものについて、市内では耐震化っていうのはどんな状況かってわかりますか。

○都市計画課長 済みません。今データを手持ちでございません。後ほど。

○中村努委員 あるか、ないかだけでもいいです。

○都市計画課長 耐震診断・改修が必要となるものがそれぞれ必要かということではよろしかったですかね。

○中村努委員 あるかどうか。

○都市計画課長 あります。古い建物については、そのまま残してありますので、あります。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○古畑秀夫委員 この陳情は早くやれということだけど、90%以上、目標設定ということで、これ今ちょっと何か中村委員のほうから言われた、塩尻市がどの程度の耐震化率かということによって、これ塩尻市で早急にやれっていうか、90%目指してやれみたような、いわゆる陳情だよ、これ。これで行くと。ちょっとその結果っていうか、それ聞いてみないと、それ以下だとやっぱりこの陳情に対してどうなのかっていうのがあるもので、ちょっとそれ聞いてからみたいなきともあるんですけども。

○委員長 塩尻市の耐震化率、いわゆるどのぐらいに対してどのぐらいの割合が耐震化してあるとか、調査も含

めてお願いいたします。

○都市計画課長 まず、公共建築物につきましては、先ほど耐震改修必要な建物があるということを申し上げましたが、これはごくわずかでございます。基本的には使うものについては改修のほう、かなり進んでおるといふ状況です。ただ、住宅ですね、市営住宅やなんかはちょっと今個別計画つくって進めておるところでございますので、そんな状況で御理解いただければと思います。

あと、特定建築物につきましては、これは民間の建物をいっております。これにつきましても、ちょっと率につきましては後ほどわかればと思いますけれども、余りないのではないかなというふうには市としては把握しておる状況でございます。

また、今回のこの陳情の趣旨につきましては、建築士の業務の報酬がかなり厳しい額であるというところもともとのところかと思っております。そこら辺につきましては、県と同じ金額でやっているという状況でございますので、お願いしたいと思っております。

なおですね、一般の住宅につきましては、今年度からダイレクトメールを地区別に送らせていただきまして、耐震診断、それと改修のほうを昨年度よりは多く実施しているという状況でございますのでお願いしたいと思っております。

○委員長 古畑委員、よろしいでしょうか。すぐわからないんじゃないかな。一応去年、済みません。去年は採択、たしかなっているんで、事務局、ちょっといいです。

○建設事業部長 特定建築物、私もちょっとうろ覚えで申しわけないですが、例えばそこに書いてある避難路沿道の地震により道路を閉塞させるおそれっていうのは、例えば国道とか県道とかの幹線道路沿いにある3階建て、4階建てくらいの建物が、例えば病院だとか、そういうものとか、工場とか、そういうようなあたりが。そういう中、やはり民間のですね、何というんですかね、原理で、耐震までお金が回らないというところも確かにありまして、ちょっとパーセントはわからないですけど、そんなに進んでないのではないのかなと、ちょっと記憶しております。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

ちなみにちょっと事務局、これ去年、採択、同じものが出てきて、どういう経過だったかだけ、説明をお願いします。

○議事調査係長 こちらにつきましては、平成23年度以降、毎年のように出されているものでございまして、本市議会、この委員会としては、過去は全て採択をしてきている経過がございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

委員より御意見をいただきたいんですが、特になければ、採択でいいですか。

それでは、各委員から採択という意見が出ておりますので、平成27年度12月第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情につきましては、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情平成27年度12月第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情については、全員一致をもちまして採択することに決しました。ただいま採択された陳情については、市に対応を求めておりますので、市長宛てに送付し、その処理経過及び結果の報告を求めることが適当と思われるので、そのように取

り扱うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 よってその旨を決定し、報告に付記します。

それでは、議案についての審査は以上でございます。行政側から何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長 産業振興事業部、建設事業部、水道事業部、大変行政課題等が山積しているような状況であります。議会閉会中につきましても審査の継続をよろしくお願ひします。

○委員長 ただいま継続審査につきまして申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願ひたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願ひいたします。

理事者挨拶

○副市長 大変熱心に御審査をいただきありがとうございました。なお、提案をいたしました全ての案件に対しまして、原案どおりお認めをいただきましてありがとうございます。御審査の過程でいただいた御意見につきましては、私ども予算執行、行政執行の課程の中で真摯に受けとめて努力をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、12月定例会産業建設委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後 2時00分 閉会

平成27年12月14日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長

印